

				ご利用者様負担額		
◎基本料金（訪問１回につき）		介護区分	単位	１割負担	２割負担	３割負担
看護師が訪問した場合	３０分未満	支援	451	¥451	¥902	¥1,353
		介護	471	¥471	¥942	¥1,413
	３０分以上６０分未満	支援	794	¥794	¥1,588	¥2,382
		介護	823	¥823	¥1,646	¥2,469
	６０分以上９０分未満	支援	1090	¥1,090	¥2,180	¥3,270
		介護	1128	¥1,128	¥2,256	¥3,384
理学療法士等が訪問した場合	１回あたり２０分	支援 注）３・４	284	¥284	¥568	¥852
		介護 注）４	294	¥294	¥588	¥882

◎その他の加算		ご利用者様負担額		
		1 割負担	2 割負担	3 割負担
初回加算 1 病院などから退院した日に初回の訪問看護を行った場合。		¥350	¥700	¥1,050
初回加算 2 病院などから退院した日の翌日以降に初回の訪問看護を行った場合。		¥300	¥600	¥900
サービス提供体制強化加算（1 回につき）		¥6	¥12	¥18
複数名訪問看護加算Ⅰ（1 回につき）	3 0 分未満	¥254	¥508	¥762
	3 0 分以上	¥402	¥804	¥1,206
支給限度額を超えた場合		実費	実費	実費

◎早朝・夜間・深夜加算

早朝（午前６時～午後８時）	上記料金に対して２５％加算になります。
早朝（午前６時～午後８時）	
深夜（午後１０時～午前６時）	上記料金に対して５０％加算になります。

注１）准看護師による訪問看護は算定単位において１０％減算されます。

注２）理学療法士等が１日に２回を超えて訪問看護を行う場合、１回につき所定単位数に５０／１００を乗じた単位数で算定します。

注３）介護予防による理学療法士等の訪問は、利用開始日の属する月から１２月超の方は１回につき１５単位の減算、１２月を超えていない方は１回の訪問につき５単位の減算となります。

注４）理学療法士等の訪問回数が看護職員の訪問回数を超えている場合１回の訪問につき８単位減算となります。

注５）複数名訪問加算とは、同時に複数の看護師により訪問看護を行う事について、ご利用者様やそのご家族等の同意を得ている場合であって、次のいずれかに該当する場合に加算されます。

①ご利用者様の身体的理由により一人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合。

②暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合。

③その他ご利用者様の状況から判断して、①又は②に準ずると認められる場合。

注６）サービス提供体制強化加算とは、研修などを実施しており、かつ、３年以上の勤続年数のある者が３０％以上配置されている場合に加算されます。

注７）法定利用料が改定される場合は、料金表も自動的に改定させていただきます。なお、改定料金は別途書面でお知らせします。